

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。
財産形成預金〈愛〉は、この規定書の各条文によりお取扱いたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。
なお、この預金は預金保険の対象となります。

財産形成預金〈愛〉規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金〈愛〉契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6ヵ月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金（第8条による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。
- (4) 最長預入期限が銀行休業日となる場合の自動継続は、翌営業日に最長預入期限日付けで行います。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当行に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1ヵ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）の当行店頭に表示された次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - a. 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満の利率」
 - b. 2年以上 当行所定の「2年以上の利率」
 - ② この預金の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第5項または第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6ヵ月未満 解約日における普通預金利率
 - ② 6ヵ月以上1年未満 「2年以上の利率」×40%
 - ③ 1年以上1年6ヵ月未満 「2年以上の利率」×50%
 - ④ 1年6ヵ月以上2年未満 「2年以上の利率」×60%
 - ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 「2年以上の利率」×70%
 - ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 「2年以上の利率」×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第6項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第6項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

- (4) 第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第 1 項から第 4 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 4 項の取引等の制限を解除します。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに提出してください。
- (3) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (4) 前 3 項の解約の手続に関して、当行は、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。
- (5) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 14 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 7 条第 1 項で定める各種確認や提出された資料が偽りであると認められる場合。
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - ⑥ 第 7 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合。
 - ⑦ 第 1 号から第 6 号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (7) この預金は解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を 1 万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1 口ごとの元利金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序でこの預金を解約します。
- ① 複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。
 - ② 前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (8) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が 1 万円未満の場合は、その預金全額。
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が 1 万円以上の場合は次の金額。
 - a. その預金にかかる払戻請求額が 1 万円未満の場合は、1 万円。
 - b. その預金にかかる払戻請求額が 1 万円以上の場合は、その払戻請求額。
- (9) 最終の預入れまたは払戻しから 10 年間、または以下①および②のうちいずれか後の日について 10 年を経過した場合には、この預金口座にかかる取引は終了します。ただし、当行所定の場合にはこの限りではありません。また、法令に基づく場合には、当行はこの預金口座を解約できるものとします。
- ① 預金明細のうち最後の初回満期日
 - ② すでに支払われた預金の最後の支払日

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
- (2) 第8条第3項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (盗取された契約の証による払戻し)

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を前項本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 契約の証の盗取が、戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証はただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引率、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページに掲示することその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上